

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

平成30年10月5日（金）

開会 13時30分

閉会 13時58分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 梅村和弘

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 森下宏也、

次長（研修担当） 山本嘉

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

生徒指導課 課長 山口香、課長補佐兼班長 秦弘人、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

### 5 報告題件名

報告 1 三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について

報告 2 高校生の交通安全教育について

報告 3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果  
について

### 6 審議の概要

#### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

#### ・会議成立の確認

全委員の出席により会議が成立したことを確認する。

#### ・前回審議事項（9月19日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

#### ・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告1 三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について

三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について、別紙のとおり報告する。平成30年10月5日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

報告の詳細は、小林対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

まず、1ページをご覧ください。「1 条例に基づく主な取組」(1) 啓発と社会総がかりでのいじめ防止の機運の醸成として、県内の事業者・団体等と連携を図って、各主体でのいじめ防止の促進と機運を高めるため、8月上旬から、いじめ防止応援サポーターの募集を行っております。9月27日現在、ご覧の学習塾やショッピングモールなど、56の事業者・団体から登録をいただいております。

今後も引き続き、サポーターの登録が一つでも多くなるように、子どもたちのいじめ防止に向けてご協力いただけるよう進めてまいりたいと思っております。

次に、②11月の強化月間の取組ですが、一つは、ご覧のとおり、三重県いじめ防止フォーラムを11月1日に開催します。2ページをご覧ください。2つ目は11月の1カ月間、いじめ反対運動である「ピンクシャツ運動」を推進します。11月1日のフォーラムでは、参加者がピンクのものを身に着け、みんなでいじめの反対を示すとともに、いじめの問題について考える機会としたいと考えております。3つ目は、いじめの防止のための主体的な取組の推進です。アとイに書いてありますが、ここに例示しているようなことを各学校の取組として毎年お願いをしているところですが、本年度も強化月間の位置づけとして取組の推進を働きかけたいと思っております。

続いて、(2) 児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成として、生徒がグループ討議をしながら、いじめの防止のための行動宣言を作成する意見交流会を、中学生は県内4市町、高校生は1カ所で開催しております。現在、南伊勢町を除く全ての意見交流会は開催済みです。

(3) 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育になりますが、ここでは国のスクールロイヤーを活用した調査研究事業を活用しまして、3ページの②にありますように、弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」を活用した授業であるとか、③にありますように、いじめの問題等の生徒指導上の課題解決や学校いじめ防止基本方針の見直しのために、弁護士を学校に派遣するといったことを行っております。

(4) 安心して相談できる体制の整備については、「子どもLINE相談みえ」の相談状況を表に取りまとめております。9月21日現在の状況となっております。

次に、4ページをご覧ください。「2 三重県いじめ防止基本方針の改定」です。このことについては、6月の定例会でも若干、説明をさせていただいているところですが、(1)改定の概要案については、別紙になりますが、後ほど、説明させていただきます。三重県いじめ防止条例を柱としたものとなるよう、条例の規定を記載するとともに規定に基づく補足説明を加え、方針の内容を整理します。また、平成29年3月に改定された国の基本方針の内容を精査し、方針に追記したいと考えております。

3の別紙をご覧ください。左側が現行の方針の主な内容でございます。真ん中が今回、改定するポイントを記載しております。右の欄が今回の改定の概要案を示しております。

主な改定のところを説明させていただきます。「2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向」については、条例の目的、基本理念が基本的な考え方に当たりますので、条例の第1条と第3条を記載していきたいと思っております。そして、(3)いじめの定義については、条例の第2条で規定をしておりますので、そこを記載するとともに、国の基本方針の改定時の内容を記載する予定でございます。この国の基本方針の内容というのは、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒が感じる被害性に着目して、いじめかどうかを判断するということが改定で示されております。これまではけんかやふざけ合いについては除くという表記になっておりました。

続いて、「3 三重県が実施するいじめ防止等に関する施策」です。ここでは、条例第5条で定めている県の責務と、県が実施する具体的な施策が条例の第14条から第19条にありますので、この規定を記載していく予定でございます。

裏面、「4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策」についてです。現行の方針は、「県立学校及び私立学校が実施する」となっておりましたが、条例上、学校というのは、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校、公立も私立も含めると定義しておりますので、項目を「学校が実施する施策」と変更したいと考えております。

(1)学校いじめ防止基本方針の策定ですが、条例の第13条で学校の方針を策定することを規定していますので、第13条と国の方針の改定に盛り込まれている内容を記載していこうと考えております。(2)は学校におけるいじめの防止等の対策のための組織についてです。ここは、国の方針改定時に大幅に内容が増える形で変更されておりますので、その部分を記載する予定で考えております。続いて(3)は、学校におけるいじめの防止等に関する措置についてです。条例の第7条や15条で基本的事項について記載しておりますので、7条、15条を記載し、国の方針改定時の内容を加えて記載していこうと考えております。こういうところを主な変更点として考えております。

説明資料の4ページに戻っていただきまして、(2)第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会のところですが、先般、8月28日にこの会で基本方針の改定について協議していただきまして、主な意見を②に記載しております。

(3)は今後の予定です。10月中旬以降に市町等教育委員会等に改定案をお示ししまして、意見を聴取していきたいと思っております。11月には2回目のいじめ問題対策連絡協議会、そして、11月下旬に三重県いじめ対策審議会等で協議をしていく予定です。こういった予定で改定を進めていきたいと思っております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、ご質問等いかがでしょうか。

岩崎委員

いじめの基本方針の改定の中の「4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策」というのを、今回、学校が実施するんですね。その中の（2）で、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織ということで設置されているものが大幅に拡充されるというお話ですが、これは県内で一つの会議、今のいじめ対策審議会のことでいいんですか。

子ども安全対策監

これは、各学校が設置します。

岩崎委員

やっぱり各学校なんでしょう。各学校でそれだけ詳しくやって、メンバーを確保できるんでしょうか。

子ども安全対策監

各学校では管理職、生徒指導担当者、養護教諭など校内の教職員を活用して、場合によってはスクールカウンセラーとか外部の専門家を置くこともできるとなっております。

岩崎委員

それは場合によってはということ。医師というようなところまでを各学校がマストで置けとなったら、各学校はしんどいだろうなと思っていたので。

子ども・安全対策監

現状では各学校教職員、校内の教職員で組織を置いているところがほとんどでありまして、何か状況によっては、そういう専門家が入っていただくことになるかもわかりません。

岩崎委員

追加ということでもいいんですね。それは国の方針の中でもマストで入れておきなさいという縛りはないということで理解していいんですか。

子ども安全対策監

はい。

岩崎委員

それと、LINEの相談の話ですが、9月21日現在で結構出てきているのですが、相談に至ったケースで、これはややしんどい事例かなということは何かありましたか。

子ども安全対策監

いくつかありまして、例えば死にたいという相談があって、相談者がいろいろ話をLINE上で聞いていくうちに、どこの誰というのがわかってきたので、関係機関等と連携をしながら、身柄の確保であるとか、安全確保であるとか、そういったところにつなげていったというような事例も中にはあります。

岩崎委員

そこも成果、それが成果かどうかかわからないですが、最悪の事態は避けられたという意味での成果はあったということによろしいんですかね。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。

## ・審議事項

### 報告2 高校生の交通安全教育について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告2 高校生の交通安全教育について

高校生の交通安全教育について、別紙のとおり報告する。平成30年10月5日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

まず、1点目、「1 高校生の交通安全に係る現状と課題」についてです。(1) 自転車事故の状況といたしまして、自転車通学生の数に比して、自転車による交通事故の件数が増加しており、中でも自転車運転に係る加害・自損事故が増加しているという現状がございます。

平成27年度の道路交通法の改正により、スマートフォンなど、「ながら運転」が罰則とされたことにつきましても、周知・啓発を進めているところです。

今後については、一人ひとりが改正道路交通法など、自転車運転に関するルールの理解、マナーの遵守により、自転車を安全に利用することが求められているところです。

(2)として、交通事情や社会情勢が大きく変化している中で、二輪の免許取得について、本県ではこれまで「三ない運動」により、原則禁止としてまいりましたが、神奈川県や群馬県のように、免許の取得は自由としながらも、実技講習会などへの参加を促すなど、免許を取得した高校生への安全確認対策を取っているところもございます。また、成人年齢の引き下げを踏まえ、運転者としての主体的に判断し行動する力を育むことが求められているところです。

(3)学校における交通安全教育の現状ですが、高等学校においては、歩行者、自転車運転者としての立場から、自己の命を守ることが中心となっていますが、卒業時に普通免許を取得する生徒が多い中で、卒業後、自己の安全だけではなく、他の人々や社会の安全を考え、運転者としての自覚と責任を持てるような指導内容が求められるところです。

2ページをご覧ください。これらのことを踏まえまして、保護者、教育関係者、交通安全指導や二輪車の普及に係る機関の代表の方に委員をお願いいたしまして、これからの高校生の交通安全教育について、広くご意見をいただくため、高校生の交通安全教育検討委員会を設置いたしました。検討内容と委員につきましては、(1)(2)に記載しております。

「3 第1回検討委員会」を9月12日に開催いたしましたので、その内容と主な

ご意見を（２）にまとめております。①高校生の自転車運転に関するご意見といたしましては、小学校、中学校での講話や実技講習を交通安全協会の協力を得て行っている、また、高等学校においても、自動車教習所の協力を得て学校独自で「自転車運転免許」を発行している、自転車が車両であるという意識が薄いのではないか、安全教育だけではなく、例えば、専用レーンの設置などのハード面の対策も事故防止には必要であるといったご意見をいただきました。

３ページの②高校生の二輪免許の取得につきましては、高校生の命を守るということをも最優先に考えなければならないというご意見がありました。ただ、実際にバイクで通学する生徒への交通安全教育の充実が大切であることとか、免許の取得というのは、交通法規を学ぶよい機会であるといったご意見が出されました。

③卒業後を見据えた交通安全教育については、高校での交通安全教室の実施率が低いというご指摘もあり、それぞれの学年に応じた交通安全教育の必要性であったり、自分が被害者にならないことだけではなく、加害者になりうるということも考えた教育が必要であるということなど、交通安全教育にかかわるそれぞれのお立場から、実例なども交えたご意見をいただいたところです。

④今後ですが、年度内に、あと３回の委員会の開催を予定しておりまして、自転車運転、二輪の免許取得、卒業後を踏まえた交通安全教育について検討し、第４回にて意見をとりまとめていく予定でございます。

報告は、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告２については、いかがでしょうか。

岩崎委員

原則、高校生のバイクは禁止なんですね。

生徒指導課長

免許取得については禁止しています。

岩崎委員

３ページのところの②のポツの２番目のところがよくわからないのですが。「本校の卒業生が」というところが、誰がしゃべっているのかよくわからないのですが。高校の許可を得てバイクで通学しているということ。

生徒指導課長

原則、禁止ではありますが、例えば、通学に非常に不便であるという生徒に対しては、学校によって一定の基準を設けて、免許の取得と通学での二輪車の利用を許可している学校があります。

中学校の先生のご発言ですが、バイクで通学している子が母校の中学校で「うちの高校は遠いけど、バイク通学が認められているから、みんなうちの学校に来てください」という話をしていたというお話がありました。

森脇委員

１ページには、さっきのバイクの話ですが、神奈川県や群馬県のような取組が書い

てあって、成人年齢が18歳に引き下げられることもあるから、もう少し柔軟に考えるという方向性を県教委としては持っているのかなと思っているのですが、検討会の中ではいろんな意見が出ているという感じですね。

生徒指導課長

前回、1回目でいろんな立場から、それぞれが今感じていらっしゃることであるとか、これまで、どんな取組をしていたかということを中心にご紹介をいただきながらご意見をいただいたのですが、命を守るということを根幹に置かなければいけないというご意見が多かったです。二輪の業界の関係の方も委員で入っていただいていますし、実際に交通安全教育センターで指導員をされている方もいらっしゃって、そういった方の中からは、埼玉、群馬、神奈川の例をご紹介いただきながら、乗るということは、当然危険も伴うが、危険をどのように回避していくかということについて、しっかりと実技講習、講義なども含めて、教習に来てもらった生徒さんにお話をしているということをご紹介いただきました。

森脇委員

お聞きしたいのは、県教委の方針として、埼玉や神奈川、群馬のような方向性に向こうとしていて、それにかかわって、高校生にいろんな危険も生じるから、それを安全にしていこうということも含めてそういう方針を持っているのか、それとも、かなり白紙委任的に検討会で考えてくださいという感じなのか。

生徒指導課長

交通環境が三ない運動が始まったころとは、随分大きく変わってきています。先ほども通学が不便な生徒に一部認めているということがありましたが、現状、交通機関の廃線やバスの本数減などもあり、通学の実態として、親御さんが送り迎えをしていることも多いです。数を調査で取っているわけではないですが、委員に入っている高等学校の先生からも、実感として、親が送り迎えをして通学していて、非常に長い距離だというお話も聞いています。

そういったことを考えると、原則禁止、取らせないということをおこなう前提と考えていたのでは、次の交通安全教育ができないのではないかと考えておきまして、取らせて、乗せて、指導するというところまでは、今の段階で踏み切れないところもあるんですが、ただ、他県でそういった取組を実際にされていて、まだ、その効果がはっきり出ていないところもありますが、そういったところがあるのであれば、参考にさせていただいて、そういった方向で検討していくのも大事かなと思っています。

岩崎委員

伊賀なんかの話を聞いていると、本当に親御さんが送ってますよね。ちょっと気の毒なぐらい送っていらっしゃいますから、やっぱり、そこはなんらかの、こういう自分の交通手段はあってもいいだろうという気はしますね。

教育長

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。

・審議事項

**報告3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について  
(公開)**

(早川教職員課長説明)

報告3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年10月5日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1枚おめくりください。31年度三重県公立学校教員採用選考試験につきましては、2,940名の応募があり、7月21日に第1次選考試験を実施しました。2,656名が受験し、採用数の約2.9倍に当たる1,046名を合格させました。

2次試験では、1次試験合格者を対象に、8月18日に論述試験、8月21日に技能・実技試験、8月24日から31日にかけて、集団・個人面接を実施しましたところ、996名が受験しました。

選考の結果、小学校教諭192名、中学校教諭84名、高等学校教諭52名、特別支援学校教諭16名、養護教諭20名、栄養教諭3名の計367名を合格としました。受験者数、合格者数の教科別の詳細につきましては、裏面にあります合格状況をご覧ください。

**【質疑】**

教育長

それでは、報告3については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。